公的マネーと株式市場

原 田 喜美枝

の行動は幾つかの面で異なるが、影響が同一のも

一、はじめに

(Government Pension Investment Fund。以下、年金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人年金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人ののでは、以下、日本銀行による上場投資信託(Exchange)

公的マネーは、株価を買い支えるという効果がマネー」のあり方に関する問題が浮上している。

GPIF)による国内株式運用を合わせた「公的

データを用いて考察する。

大きい反面、弊害も大きい。GPIFと日本銀行

の問題点について、両者の違いを意識しつつ、ついて、とりわけ日本銀行のETF買い入れ政策もたらす。本稿では公的マネーがもたらす弊害にもたらす。本稿では公的マネーがもたらす弊害にのとして語られていることも多い。日本銀行のEのとして語られていることも多い。日本銀行のE

れ策の変遷二、日本銀行によるETF買い入

融緩 入れ TFに限定して、年間○・四五兆円を限度に買い 当初は、 TFを購入する非伝統的手法が実施されてい 兆円に、二〇一五年一二月からは三・三兆円 和策は強化された。二〇一三年四月から 入れる政策であったが、その後、 た。この間、 そして二〇一六年七月には六兆円へと拡大され い入れ枠は一兆円に、二〇一四年一〇月末には三 H 和以降である。 の基金を創設したのは二○一○年一○月 本銀行がETFやJ-REIT等の資産買 日経平均株価とTOPIXに連動するE JPX日経インデックス四 同年一二月から指数連動型E 非伝統的金 は年 ○○指数 ·問買 る。 に 融緩 の金 13

二○一五年一二月には「設備・人材投資に積極的二○一五年一二月には「設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業」の株式を組入れたETFの型ETF」と呼ばれることが多い)を年間三○夕型ETF」と呼ばれることが多い)を年間三○○億円買い入れる方針が発表されたが、当時日本には同種のETFは存在しなかった。

一日、二六日、二七日、二八日の計一〇日に買い日、九日、一二日、一三日、一四日、一五日、二日のうちに発表される。二〇一六年九月は、七買い入れの結果(約定日ベース)は買い入れた

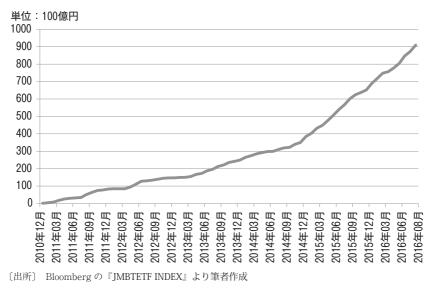
者の合計は一兆七○○○億円強であることから、のETF買い入れ額は七三三○億円であった。二のETF買い入れ額は七三三○億円であった。二入れがあり、金額はそれぞれ七三三億円、一ヶ月

に連動するETFも買い入れ対象に追加された。

日本銀行による一日の買い入れ額七三三億円は東

公的マネーと株式市場

日本銀行保有の ETF 残高 図表 1



されている。

に買い入れることになっている。 額が存在する。 通り三指数に連動するETFを対象に、 .についてはTOPIXに連動するETFを対象 ただし、 銘柄別 現状では、三兆円につい (連動指数別 に買 13 二・七兆 ては従 入 n 限

る。 証 算となり、 における一日の売買代金の四%以上を占める計 無視できない大きさであることがわか

る。二〇一六年八月末時点で累積買い入れ金額 二〇一〇年以降の累積金額でみても巨額 であ

九兆九一二億円となっている

(図表1参照)。

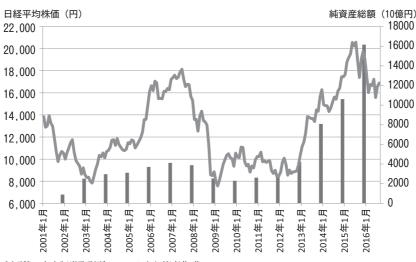
日本銀行がETFを購入する条件は公表されて

日本銀行が独自に定める基準に従って、

受託者である信託銀行が買い入れをおこない、

な

図表2 ETF 市場の純資産残高と日経平均株価



7

V)

る。

購入金額と純資産総額とい

· う 違

が

あ

行によるETF購入金額は同時点で九兆円を超え

一六年八月末時点で約一六兆円である。

日本銀

H

本におけるETF市場全体の純資産総額

は二

〔出所〕 東京証券取引所のデータより筆者作成

は、後で詳しく述べるように、日本銀行によるEけての相関係数は〇・九六と高い。この背景に七三であったが、二〇一三年から二〇一五年にか七三であったが、二〇一三年から二〇一五年にから二〇一〇年までの両者の相関係数は〇・

殊性三、日本のETF市場の特徴と特

日本銀

行

い大きさとなっていることは明らかである。

ETF買い入れが市場に与える影響は無視できな

単純に比較できない

面はあるが、

図表3 純資産総額ランキング

(単位:百万円) 純資産総額 売買代金 コード 略称 指標銘 (2015年末) 第一位 1321 225投信 日経平均株価 12.446 3.239.536 第二位 TOPIX 投 TOPIX 1306 6,442 2,945,650 第三位 1330 上場225 日経平均株価 3,876 1,576,611 第四位 1320 ETF · 225 日経平均株価 3,699 1,491,050 第五位 1305 ETF · TPX TOPIX 1,310 1,377,242

を占めている。

かし、

一日平均売買代金

(図表4) では、

デ

東京証券取引所『ETF/ETN Annual Report』(2016年版) より筆者作成 〔出所〕

が

上位を占めている。

デリバ

ティブ型ETF

IJ

バティブ型ETF(レ

バレッジETF)

0)

取

期保有で繰り返し売買されるのに対し、

日経

平 は

均

株価とTOPIXに連動するETFの取引は活

にある。

日本銀行が買い入れたETFは、

信託銀行など

ではなく、 度購入されると長期保有される傾

T F 位、 Ŧī. 純資産残高の合計は一〇兆六三〇〇億円、 連動するETFとなってい TFが占めていて、 銘柄で日本のETF市場全体の六七%も F買い 純 第三位、第四位は日経平均株価に連動するE 資産総額 第二位と第五位はTOPIXに連動するE 入れが関係していると考えられる。 1 ッ プ 五 上位五銘柄の全てが日本: (図表3) る。 この上位 のうち、 五銘 わずか 0) 第 残高 柄 株

0

図表4 一日平均売買代金ランキング (単位:百万円)

	コード	略称	指標銘	売買代金	純資産総額 (2015年末)		
第一位	1570	日経レバ ETF	日経平均レバレッジ・イン デックス	169,628	734,494		
第二位	1357	日経ダブルイン バース	日経平均ダブルインバー ス・インデックス	15,120	36,437		
第三位	1321	225投信	日経平均株価	12,446	3,239,536		
第四位	1579	日経レバレッジダ ブル	日経平均レバレッジ・イン デックス	10,662	50,886		
第五位	1306	TOPIX 投	TOPIX	6,442	2,945,650		
第六位	1568	TP レバレッジダ ブル	TOPIX レバレッジ(2倍) 指数	5,595	40,841		

〔出所〕 東京証券取引所『ETF/ETN Annual Report』(2016年版) より筆者作成

日本のETF市場の特殊性である。

現在、

ETF

を政策保有目的で購入している中央銀行は日本銀

四、

であるが、二〇一六年三月末時点で、

国内株式に

GPIFによる国内株式の組入れ目安は二五

行をおいて他に存在しない。

GPIFによる株式運用

額の比較)である。二〇一二年七月の一 象のカテゴリー別にみた投資部門別保有純資産総 するETFの純資産総額の推移は図表5 を通じて間接的に保有されており、 億円から、二〇一五年七月には八兆八〇五六億 ない。 (6) 信託銀行が保有する日本株に 株式名簿に 兆二八〇 (連 動 連

在感が異様に大きいというのは他国に類を見ない

ETF市場の純資産残高における中

-央銀行(

0)

へと六・九倍に増えている。

図表5 連動対象のカテゴリー別にみた投資部門別保有純資産総額の比較

日本株指数(億円)

	2012年7月	2013年7月	2014年7月	2015年7月
都銀・地銀等	4,943	6,622	14,831	17,829
信託銀行	12,801	27,135	43,774	88,056
生命保険会社	2,007	5,735	5,293	4,360
損害保険会社	280	39	38	218
その他の金融機関	3,866	5,898	7,555	9,149
証券会社	2,259	4,772	4,520	7,109
事業法人等	950	1,253	1,825	1,605
外国法人等	2,739	5,436	7,794	11,188
個人・その他	2,763	4,367	4,898	6,744

[出所] 東京証券取引所『ETF/ETN Annual Report』(2013年版、2014年版、2015年版、2016年版)より筆者作成

クテ た場合、 75 どに均等になるようにパッシブ運用され 並 五. 兀 億 月末時点で、 を主に指す。 投資 み 7 億円である。 兆 る 運 であっても、 (V 円となっている。 うパ 圧倒 TOPIXに採用される東 1 用する主体はGP の収益率を確保することを目指す方法のこと ークどお 九二八四億円、 用 顧問会社に委託され ブ運 的 ッシブ運用とは、 は二二・〇九 ツ 用 委託運用先は八八ファンド、 つまり、 りに運用することであり、 シブ運用の割合は八一・ の割合は ッシブ運用 国内株式全体を一〇〇%としてみ 購入している このうち、 アクティブ運用は パ Ī F ッシブ運用と呼 では てい 金額 市場の動きを表すべ の割合が大きい。 0 兀 る₍₉₎ なく、 証 は ノペ は ツ 個 %となっ <u>-</u> 部 兆 信 别 ブ 上 五. 場銘 銘 託 7 ば 市場平均 兆六五 運 五. 几 柄 銀 (V) n 用 八 7 資産 年三 る。 る 行 柄 は \bigcirc 運 T 及 九

管理機器 託運 の運 の場合は、 |用先に投げられているという見方もできよ 用資産額は時価総額で開 関となってい 運用とはいえ、売買業務そのものが委 る。 運用を受託する機関等別 示されてい 、 る。 委託

7

先は競争入札により選択されるが、パッシブ運用

う。

して 受託者責任を負っている。「受託者責任」とは、 資収益拡大を図ることはGPIFの使命であ についてである。被保険者のために中長期的 本版スチュワードシップ・コードへの対応状況等 運 用 るのは、 に付随する開示項目としてGPIFが公表 株主議決権行使状況について、 な投 日

受益者 求して運用する責任のことを指す。 資金を預かって運用する機関投資家が、 (GPIFの場合は国民) の利益のみを追 もっぱら

ワード G PIFt, シップ・コード」を受け入れ、翌二〇 __ 四年五月に「日本版スチュ <u>一</u> 五.

> 続的成長を促すことにより、顧客や受益者の中 が資産運用受託者としての責任を果たすために求 められる行動原則のことをスチュワードシップ・ 財産管理人の意味を持つ英語である。 年九月には コードという。 13 3 0(10) スチュ 国連の責任投資原則 投資先企業の企業価値 ワー K (steward) (PRI) に署名 とは 機関投資家 の向上や持 執 長

ある。 期的な収益の拡大を図ることを目的とするもので 先行する英国の制度を参考に、 金融庁が二

○一四年に策定した七つの原則からなる規制であ

イ・ Explain)として、各原則を順守するか、 る。 ないのであればその理由を説明するよう求めてい 法的拘束力のない オ T エ ク ス 規制であるが、コンプラ プ レ イ ン (Comply or 順守し

る点が特徴とされる。

さて、 ュワードシップ・コードへの対応状況につい GPIFは二〇一六年一月に 日本版

チ

今後の課題として、パッシブ運用の委託先におけ

るスチュワードシップ活動のあり方や、

コ

レリ

ガバナンスのあり方が挙げられてい

_ リジ . る。 | ポ ゲージメントの課題などが明らかにされてい の八割以上を占めるパッシブ運用におけるエン いる。二〇社へのヒアリング結果も示され、 は積極的な取り組みを促すということが記されて 行使を含むエンゲージメントについては、委託 である運用機関が取り組むこと、GPIFとして 動について明らかにしている。 その中に、 議決権 運用 る。

て」を公表し、GPIFのスチュワードシップ活

五、

ここまでのところで、

日本銀行によるETF買

望する事業会社の意見もある。

けではなくアセット・オーナーとの直接対話を希

異例の金融政策の問題点

保有している点、そのため株主名簿には名前 載されない点は似ている。 に公的マネーというくくりで一緒に論じることも 人であり、 日本銀行は、 よる国内株式運用について概説した。GPIFと い入れと、世界最大の年金基金であるGPIFに 日本銀行は中央銀行であるから、 信託銀行等を通じて間接的に株式を GPIFは独立行政法 が記

できよう。

「四社に 市場機能低下も」(二〇一六年八月二九日 上 社 公的 マネ 一が筆頭 株 主 東証

日本経済新聞)では、日本経済新聞社による試算

部

や要望も含まれている。その中には、運用会社だ ている。事業会社のアンケートには、 含む年金基金等アセット・オーナーに対する意見 べる目的で、事業会社へのアンケートも実施され メント活動がどのように受け止められているか調 運 用委託先へのヒアリングに加え、 エンゲ GPIF&

結果が示された。両者合わせた公的マネーは となっており、 部 の約一九七〇社のうちの四七四社の筆頭 日本株の市場における官製相 場色 株主 東 証

を問題視している。

を買い入れることの問題を論じる。 は考える。以下では、 ての問題をまず論じ、 くことでもたらされる問題のほうが大きいと筆者 きない。しかし、中央銀行の行動が現状のまま続 両者併せた公的マネーとしてみた弊害も無視で 次に金融政策としてETF 両者併せた公的マネーとし

の株 る。 併せた公的マネーは、業績や経営に難のある企業 に連動するETFを購入していることから、 パ ッシブ運 G 企業の経営者は、 価であっても下支えしてしまう危険性 P I F 用 は株 の割合が高く、 価指数に沿って投資するだけの 株価というシグナルを通じ 日本銀行は株価指数 があ 両者

て経営上の問題に向き合ってきたが、公的マネー

づかなくてはならない。投資信託の場合、

運用会

が

になりかねない。これは「価格発見機能の低下」 による買い支えで、業績に関係なく株価が し上げられてしまうため、課題を見過ごすこと 律に

押

問題も生じる。GPIFは、先に述べたようにス きである。しかし、日本銀行はエンゲージメント 使を含むエンゲージメントについては委託先であ チュワードシップ・コードを受け入れ、議決権! に関する問題として認識される。 る運用機関が取り組むことを促している点で前向 「コーポレート・ガバナンスの弱体化」という 行

使することになっている。 種 託 の名前が記載され、 持つため、 (ETFは上場投資信託であり、 が保有している株式の議決権は信託銀行が行 議決権の行使は運用会社の指 信託財 株主名簿には信託銀 産の 指図権は 投資信託 運 用 図 会社 の 一

とは無縁である。投資信託協会によれば、投資信

筆者は、

日本銀行によるETF買い入れの

問題

ねない。

は、

次の二点から、量的緩和政策下ですすむ国債

されは企業の経営規律を弱めることにつながりかいます。 は上のことから判断すれば、日本銀行はETFを 関い入れ、間接的に日本株を保有していることから である。株主との対話は政策とは無関係であり、 である。株主との対話は政策とは無関係であり、 である。株主との対話は政策とは無関係であり、

えても容易でないことは明らかである。Fを売却するのは、マーケットインパクト等を考市場で、九兆円を超す残高をもつ日本銀行がET

入れは毎年六兆円の規模で残高が増えていく。二きく変化はしないが、日本銀行によるETF買い二点目として、GPIFの運用金額は今後も大えても容易でないことは明らかである。

しかも、日本銀行は議決権行使に関心がなく、発Fの国内株式運用規模に匹敵する大きさとなる。ら、三年半も経過すれば三○兆円を超え、GPI

○一六年八月現在約九兆円保有していることか

縁であり、運用損益が問題視されることも少な金受給者に対する責任もなく、受託者責任とも無券銀行であることからGPIFのように将来の年

行動はとっておらず、リスク管理の観点からも課の持ちきり政策であり、含み益を確定するようない。最後に、日本銀行はETFを買い入れるだけ

題が残る。

る。しかし、市場全体の残高が一六兆円のETFに、国債はいずれ償還されるが、ETFに償還はは、国債はいずれ償還されるが、ETFに償還はまえて判断し、日本銀行の損失を回避させるような注意深い制度設計を図ることは当然としていな注意深い制度設計を図ることは当然としていな注意深い制度設計を図ることは当然としている。しかし、市場全体の残高が一六兆円のETF

六、おわりに

本稿では、公的マネーと呼ばれる日本銀行によるETF買い入れとGPIFによる国内株式運用について概説し、類似点・相違点を明らかにした。GPIFと日本銀行は、信託銀行等を通じて計が記載されない点、ともに公的マネーというくりで一緒に論じられることを確認した。日本銀え、日本銀行の政策の脆弱性を指摘した。日本銀え、日本銀行の政策の脆弱性を指摘した。日本銀法、日本銀行の政策の脆弱性を指摘した。日本銀法、ETFには償還もないことから、二〇一九年ば、ETFには償還もないことから、二〇一九年にはGPIFには償還もないことから、二〇一九年にはGPIFには償還もないことから、二〇一九年にはGPIFには償還もないことから、二〇一九年にはGPIFには償還もないことから、二〇一九年にはGPIFには償還もないことから、二〇一九年にはGPIFには償還もないことが現場にある日本銀行によるETFには資

る。しかし出口は語られず、株式市場の健全な育もあることから、現状の政策は早晩限界が訪れる日本銀行であるが、買い入れに関する保有規制

参考文献

成をゆがめている。

題:主要国との比較を通じて」『信託研究奨励金論集第三五原田喜美枝(二〇一四)「わが国上場投資信託市場の現状と課

号

東京証券取引所(二〇一三、二〇一四、二〇一五、二〇一六)『ETF/ETN Annual Report』

何か ――国内外の機関投資家の調査をもとに――」『証券三和裕美子(二〇一六)「機関投資家のエンゲージメントとは三和裕美子(二〇一六)「機関投資家のエンゲージメントとは

(注

経済学会年報

第五〇号別冊』が詳しい。

(1) 所謂「賃上げETF」は二○一六年五月以降に相次いで(1) 所謂「賃上げETF」は、日本銀行が買い入れることができる「賃上げETF」は、日本銀行が買い入れることができる「賃上げETF」は二○一六年五月以降に相次いで

現する。現時点でも市場全体の過半を保有してい

有額となり、

モノ言わぬ世界最大の安定株主が出

- (2)図表1は Bloomberg 社が提供する購入金額ベースのデー (JMBTETF<Index>)を利用し、筆者が作成した。
- (3) 投資信託受益権等買入等基本要領」である。 買い入れに関して公開されているのは、「指数連動型上場

とはなかった。

- (4) 時価総額に概ね比例するように買入れる、と決められてい いては、TOPIXに連動するETFを対象に、銘柄毎の に概ね比例するように買入れる。②残りの二・七兆円につ 数に連動するETFを対象に、それぞれの銘柄の時価総額 五・七兆円のうち、三兆円については、従来どおり、三指 度額にかかる見直しについて」によると、①年間買入額 二〇一六年九月二一日発表の「ETFの銘柄別の買 入限
- (5) 参考までに、各年一二月の日経平均株価月間終値と各年 残る三○○○億円は「賃上げETF」である。

一二月末時点の純資産総額の単純な相関係数を求めた。

(12)

- (6)rel150202d.pdf https://www.boj.or.jp/announcements/release_2015, 月に三井住友信託銀行が落札したことが記されている。 受託者選定にかかる一般競争入札の結果、二〇一五年二
- (8) (7)特徴について考察している。 府は時価総額の六%に匹敵する株式を買い入れたことがあ 原田(二〇一四)では別の観点から日本のETF市場の 一九九八年のアジア通貨危機の際に、 香港特別行政区政

- には、 に市場に戻された(トラッカー・ファンド)。この事例以外 る。 この株はETFを組成することによって、一九九九年 政策目的でETFが購入されることや組成されるこ
- がおこなっている。 のパッシブ運用等の、一部の運用についてはGPIF本体

ただし、基本ポートフォリオの三五%を占める国内

債券

(10)に配慮した投資に乗り出すことになっているが、現時点で 境、SはSocietyで社会、GはGovernanceでガバナンス) 国連のPRIに署名し、ESG(Eは Environment で環

は大きな動きはないことから、本稿では考察しない。

- (11)ことが多い、日本には馴染みのない言葉である。この点に ついては三和(二〇一六)が詳しい エンゲージメントは「目的を持った対話」と説明される
- 権行使状況についてのアンケート結果」として協会のホー 信託協会がアンケートを実施しており、その結果を「議決 で保有されているかどうかの区別は皆無である。 ムページで公表しているが、委託会社単位であり、 投資信託委託会社の議決権の行使状況については、 E T F
- 参議院会議録情報 平成二八年五月二四日、雨宮正佳日本銀行理事の発言。 第一九〇回国会 財政金融委員会

(13)

引当金が計上される。 都が帳簿価額の総額を下回る場合には、その差額に対して額が帳簿価額の総額を下回る場合には、その差額に対しては、時価総額が帳簿価額の総額を下回る場合には減損処理により評価

(14)

(はらだ きみえ・中央大学教授)